

第 89 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月27日

大分県大分市王子中町4番10号
株式会社豊和銀行
取締役頭取 榑原 憲治

中間貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,036	預 金	485,548
買入金銭債権	13	借 用 金	447
有価証券	94,430	外国為替	0
貸出金	360,134	社 債	7,000
外国為替	62	そ の 他 負 債	1,753
その他資産	3,252	賞 与 引 当 金	4
有形固定資産	9,470	退 職 給 付 引 当 金	489
無形固定資産	270	再評価に係る繰延税金負債	1,327
繰延税金資産	2,574	支 払 承 諾	3,497
支払承諾見返	3,497	負債の部合計	500,069
貸倒引当金	△25,225	(純資産の部)	
		資 本 金	7,995
		資 本 剰 余 金	4,500
		資 本 準 備 金	4,500
		利 益 剰 余 金	△828
		その他利益剰余金	△828
		繰越利益剰余金	△828
		自 己 株 式	△62
		株 主 資 本 合 計	11,604
		その他有価証券評価差額金	△912
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,755
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	843
		純資産の部合計	12,447
資産の部合計	512,516	負債及び純資産の部合計	512,516

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

動 産 4年～6年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。
8. 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

9. 外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間について、前事業年度より将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。ま

た、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 関係会社の株式総額 22百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,102百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,533百万円、延滞債権額は38,802百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,796百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,131百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,433百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	31,167百万円
	預け金	3百万円

担保資産に対応する債務 預金 613 百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 63 百万円、有価証券 19,734 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 25 百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,346 百万円

25. 社債は、劣後特約付社債であります。

26. 1 株当たりの純資産額 58 円 14 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる 1 株当たりの純資産額への影響はありません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 28.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	13,013	13,210	196
社 債	300	301	1
合 計	13,313	13,511	198

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	7,537	7,493	△43
債 券	61,797	61,098	△699
国 債	33,954	33,581	△372
地 方 債	8,740	8,674	△65
社 債	19,102	18,842	△260

そ の 他	11,152	10,982	△169
合 計	80,487	79,574	△912

なお、上記の評価差額を、「その他有価証券評価差額金」にしております。

減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

28. 時価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	22 百万円
その他有価証券	
社債	100 百万円
非上場株式	1,038 百万円
その他証券	380 百万円

当中間期において、その他有価証券で時価のない株式について0百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%以上下落した部分には全て減損損失を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

29. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、17,978百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	9,402 百万円
減価償却超過額	152 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	198 百万円
有価証券償却否認	252 百万円
その他有価証券評価差額金	809 百万円
税務上の繰越欠損金	1,878 百万円
その他	178 百万円
繰延税金資産小計	12,872 百万円
評価性引当額	△9,858 百万円
繰延税金資産合計	3,014 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	440 百万円
繰延税金負債合計	440 百万円
繰延税金資産の純額	2,574 百万円

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日) が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日) により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分損失」は、「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日) および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日) が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

34. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日) が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等

に与える影響はありません。

35. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
36. 当行は、平成18年11月22日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構を引受先とする優先株式90億円の発行を以下のとおり決議し、平成18年12月18日に払込が完了しました。
- ・ 目的 財務基盤の強化のため。
 - ・ 募集株式の種類 株式会社豊和銀行第1回C種優先株式
 - ・ 募集株式の数 9,000,000株
 - ・ 払込金額 1株につき1,000円
 - ・ 資本組入額 1株につき500円
 - ・ 発行方法 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に対して全株式を割り当てる。
37. 国内基準に係る単体自己資本比率 6.99%

中間損益計算書

平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日から

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,235
資 金 運 用 収 益	5,330	
（うち貸出金利息）	(4,773)	
（うち有価証券利息配当金）	(503)	
役 務 取 引 等 収 益	711	
そ の 他 業 務 収 益	122	
そ の 他 経 常 収 益	71	
経 常 費 用		7,003
資 金 調 達 費 用	312	
（うち預金利息）	(213)	
役 務 取 引 等 費 用	587	
そ の 他 業 務 費 用	292	
営 業 経 費	3,419	
そ の 他 経 常 費 用	2,391	
経 常 損 失		767
特 別 利 益		15
特 別 損 失		79
税 引 前 当 期 純 損 失		831
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8
法 人 税 等 調 整 額		0
中 間 純 損 失		840

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 14円18銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,343百万円、株式売却損 8百万円を含んでおります。

4. 当中間会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 34百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	遊休資産 3 物件	土地	27 百万円
	営業用店舗 1 物件	建物	6 百万円
大分県外	遊休資産 1 物件	土地	0 百万円
合計			34 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定額及び不動産鑑定評価基準等により評価しております。

第 89 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月27日

大分県大分市王子中町4番10号
株式会社豊和銀行
取締役頭取 榑原 憲治

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社

主要な会社名

株式会社ほうわバンクカード

ほうわビジネスサービス株式会社は、清算により除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,037	預 金	485,518
買入金銭債権	13	借 用 金	447
有価証券	94,787	外国為替	0
貸出金	359,851	社 債	7,000
外国為替	62	そ の 他 負 債	1,942
その他資産	3,620	賞 与 引 当 金	4
有形固定資産	9,481	退 職 給 付 引 当 金	489
無形固定資産	271	再評価に係る繰延税金負債	1,327
繰延税金資産	2,599	支 払 承 諾	3,497
支払承諾見返	3,497	負債の部合計	500,228
貸倒引当金	△25,359	(純資産の部)	
		資 本 金	7,995
		資 本 剰 余 金	4,500
		利 益 剰 余 金	△755
		自 己 株 式	△62
		株 主 資 本 合 計	11,678
		その他有価証券評価差額金	△912
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,755
		評価・換算差額等合計	843
		少 数 株 主 持 分	113
		純資産の部合計	12,634
資産の部合計	512,863	負債及び純資産の部合計	512,863

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

動 産 4年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。
8. 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

9. 外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間について、前連結会計年度より将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘

案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 6,117百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,556百万円、延滞債権額は 38,882百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は 99百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,796百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 56,334百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,433 百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	31,167 百万円
	預け金	3 百万円
担保資産に対応する債務	預金	613 百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 63 百万円、有価証券 19,734 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 25 百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,346 百万円

24. 社債は、劣後特約付社債であります。

25. 1 株当たりの純資産額 61 円 30 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる 1 株当たりの純資産額への影響はありません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 28.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	13,013	13,210	196
社 債	300	301	1
合 計	13,313	13,511	198

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表	評価差額

	(百万円)	計上額(百万円)	(百万円)
株 式	7,537	7,493	△43
債 券	61,797	61,098	△699
国 債	33,954	33,581	△372
地 方 債	8,740	8,674	△65
社 債	19,102	18,842	△260
そ の 他	11,152	10,982	△169
合 計	80,487	79,574	△912

なお、上記の評価差額を、「その他有価証券評価差額金」にしております。

減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

27. 時価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
社債	100 百万円
非上場株式	1,418 百万円
その他証券	380 百万円

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について0百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%以上下落した部分には全て減損損失を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

28. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、26,796百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定め

ている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(ア)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区別のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は12,521百万円であります。

(イ)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(ウ)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(エ)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(オ)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

31. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

32. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

33. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

35. 当行は、平成18年11月22日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構を引受先とする優先株式90億円の発行を以下のとおり決議し、平成18年12月18日に払込が完了しました。

・目的 財務基盤の強化のため。

- ・募集株式の種類 株式会社豊和銀行第1回C種優先株式
- ・募集株式の数 9,000,000株
- ・払込金額 1株につき1,000円
- ・資本組入額 1株につき500円
- ・発行方法 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に対して全株式を割り当てる。

36. 国内基準に係る連結自己資本比率 7.09%

中間連結損益計算書

平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日から

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,427
資 金 運 用 収 益	5,425	
（うち貸出金利息）	(4,863)	
（うち有価証券利息配当金）	(507)	
役 務 取 引 等 収 益	787	
そ の 他 業 務 収 益	142	
そ の 他 経 常 収 益	71	
経 常 費 用		7,170
資 金 調 達 費 用	313	
（うち預金利息）	(213)	
役 務 取 引 等 費 用	587	
そ の 他 業 務 費 用	388	
営 業 経 費	3,431	
そ の 他 経 常 費 用	2,447	
経 常 損 失		742
特 別 利 益		15
特 別 損 失		79
税 引 前 当 期 純 損 失		806
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		23
法 人 税 等 調 整 額		△4
少 数 株 主 利 益		8
中 間 純 損 失		833

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 14円78銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却30百万円、貸倒引当金繰入額2,340百万円、株式売却損8百万円、債権売却損19百万円を含んでおります。

4. 当中間連結会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額34百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	遊休資産3物件	土地	27百万円
	営業用店舗1物件	建物	6百万円
大分県外	遊休資産1物件	土地	0百万円
合計			34百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定額及び不動産鑑定評価基準等により評価しております。